

へいせい ねんどだい かい
平成25年度第2回

さっぽろしししょう しゃし さくすいしんしんぎ かい
札幌市障がい者施策推進審議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ へいせい ねん がつ にち すい ごご じ ぶんかいかい
日 時：平成26年3月12日（水）午後6時30分開会

ば しょ さっぽろししちょうかくしやう しゃじやうほうせんたー かい だいかいぎしつ
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（中村企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、障がい福祉課企画調整担当課長の中村でございます。よろしく願います。

次に、本日の一般傍聴者についてでございますが、傍聴の希望者はおりませんので、報告をさせていただきます。

それでは、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元にあります次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

まず、ホチキスどめの資料1-1のさっぽろ障がい者プラン進捗状況でございます。次に、A4判横の資料1-2の第3期札幌市障がい福祉計画数値目標の実績でございます。次に、A4判縦の資料2-1のさっぽろ障がい者プランの改定方針についてでございます。次に、資料2-2の障がい児者実態と調査結果の概要でございます。次に、資料3の平成25年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。次に、資料4の平成26年度予算主要事業（障がい福祉関係）でございます。次に、資料5の障がい児（者）医療・福祉複合施設の機能の一部変更についてでございます。最後に、資料6の障害者総合支援法の施行についてでございます。

以上でございますが、もし不足しているものがあつたら、お知らせをお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（中村企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の天田からご挨拶を申し上げます。

あまた しょう ほけん ふくし ぶちょう みなさま さっぽろし しょう ほけん ふくし ぶちょう
○天田 障がい保健福祉部長 皆様、こんばんは。札幌市 障がい保健福祉部長の
あまた
天田でございます。

ほんじつ やぶん かいさい さいほんとう あしもと わる なか しゅつせき
今日は、夜分の開催に際しまして、本当に足元の悪い中にご出席いただきま
して、まことにありがとうございます。また、皆様には、日ごろから札幌市の 障
がい福祉施策の推進に多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに
この席をおかりしまして改めてお礼を申し上げます。

こんかい かいめ だい かいめ しん ぎかい さくねん がつ にち かいさい
さて、今回は2回目となりますが、第1回目の審議会は昨年9月12日に開催
しました。この際には、さっぽろ障がい者プランの改定に伴う実態調査の実施、
そして、障がい者就労施設からの物品等の調達方針の策定につきましてご審議を
いただきましたとともに、障がい者差別解消法などの法律の施行状況、そして、
かいせいじょうきょうとう じょうほうていきょう
改正状況等につきまして情報提供をさせていただきました。

ご うご がつ げじゆん だい じしやうがいしやきほんけいかく くに
その後の動きといたしましては、9月の下旬に第3次障がい者基本計画が国の
けいかく さくてい なか とく あんぜん あんしん さべつ
計画として策定をされました。この中では、特に、安全・安心、そして、差別の
かいしやうおよ けんりやうご すいしん あら ぶんや しんせつ
解消及び権利擁護の推進などが新たな分野として新設をされております。また、
ほんねん がつ さべつかいしやうほう せいりつ ふ しやうがいしやけんりじやうやく ひじゆん じつげん
本年1月には、差別解消法の成立を踏まえて、障がい者権利条約の批准が実現い
たしました。今後は、4月から障がい者総合支援法の第2次施行も控えているな
ど、さまざまな動きがございます。トータルで考えますと、共生社会の実現に
む しょう しゃしやく と く ちゃくじつ すず かんが
向け、障がい者施策の取り組みは着実に進んでいるものと考えております。

ほんじつ しんぎかい ひと め しょう しゃしやく しんちよくじやうきやう しょう
本日の審議会では、一つ目に、障がい者施策の進捗状況、そして、障がい
しゃぶらん かいていほうしん しんぎ おも ふた め しょうがいしや
者プランの改定方針をご審議いただきたいと思っております。二つ目に、障がい者
しゆらうしせつとう ずいけいやく かくだいほうしん はか
就労施設等の随意契約の拡大方針につきましてお諮りをさせていただきたいと
おも ほか てん じょうほうていきやう よてい く
思っております。その他、3点ほど情報提供をさせていただくという予定を組
ませていただいております。

ほんとう かぎ じかん みなさま きたん いけん
本当に限られた時間とはなりますが、皆様からぜひとも忌憚のないご意見を
ちょうだい さいわ
頂戴できれば幸いです。

しんぎ ねが
ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

じむきょく なかむらきかくちやうせいたんとうかちやう ほんじつ しゅつせき いいん
○事務局(中村企画調整担当課長) それでは、本日出席いただきました委員
みなさま ざせき じゆん しょうかい
の皆様を座席の順にご紹介をさせていただきます。

ほくせいがくえんだいがくたんきだいがくぶきやうじゆ ふじわらかいちやう
北星学園大学短期大学部教授の藤原会長でございます。

さっぽろししんたいしょうがいしゃふくしきやうかいちやう あさかいいん
札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

ほつかいどうちゆうしょうきぎやうかどうゆうかいしょうがいしゃもんだいいんかいいん いけだいいん
北海道中小企業家同友会障害者問題委員会委員の池田委員でございます。

さっぽろしちゆうとしちやう なんちゆうしゃきやうかいちやう おうぎや いいん
札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員でございます。

さっぽろこうきやうしよくぎやうあんていじよしちやう おかだいいん けつせき むね れんらく う
札幌公共職業安定所所長の岡田委員からは、欠席する旨のご連絡を受けて

おります。

に こ り せんたー かいごじよしゆ おしみいいん
NIKORIセンター24介護助手の押見委員でございます。

じどうはったつしえんせんたー さとしせつちやう かとういいん
児童発達支援センターきらめきの里施設長の加藤委員でございます。

さっぽろやま てやうごがっこうちやう ささきいいん
札幌山の手養護学校校長の佐々木委員でございます。

さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきやうぎかいちやう さわだいいん けつせき むね れんらく う
札幌市視覚障害者福祉協議会会長の澤田委員からは、欠席する旨の連絡を受

けております。

ほつかいどうなんびやうれんじやうにん り じ しんぼりいいん
北海道難病連常任理事の新堀委員でございます。

さっぽろししゃかいふくしきやうぎかいちいきふくしほんぶちやう たかもりいいん
札幌市社会福祉協議会地域福祉本部長の高森委員でございます。

せいねんこうけんせんたー リーがるさぽーとさっぽろしふふくしぶちやう ちがいいん
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員ござい

ます。

さっぽろ もりくりにつくせいしんほけんふくししけんびあさぽーたー にしかいいん
札幌なかまの杜クリニック精神保健福祉士兼ピアサポーターの西坂委員で

ございます。

さっぽろしせいしんかいちやう はやししいん
札幌市精神科医会会長の林下委員でございます。

ほつかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじよしちやう ひろたいいん
北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員でございます。

さっぽろして いくせいかいふくかいちやう ふじいいん けつせき むね れんらく う
札幌市手をつなぐ育成会副会長の藤井委員からは、欠席する旨の連絡を受け

ております。

つぎ さっぽろしみんせいいんじどういんれんらくきやうぎかいふくかいちやう みかみいいん
次に、札幌市民生委員児童委員連絡協議会副会長の三上委員でございます。

なお、みかみいいん さくねん がつ みんせいいんじどういん かいせん
三上委員につきましては、昨年12月の民生委員児童委員の改選によ
りまして、ぜんにん かとういいん みんせいいん たいにん かとういいん こうにん
前任の加藤委員が民生委員を退任されたことから、加藤委員の後任と
しまして、あら いん しゆうにん
新たに委員としてご就任をしていただくということになりました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

しゅうろうけいぞくし えんじぎょうしよさつぽろしやかいふつき せんたーしせつちよう もりもといいん
就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員でございます。

さつぽろしたいふじゆうふくしかいりじちよう やまうちいいん
札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

さつぽろしせいしんしやうがいしやかぞくれんごうかいじようむりじ よしだいいん
札幌市精神障害者家族連合会常務理事の吉田委員でございます。

いじよう めい いいん かたがた しゆつせき
以上17名の委員の方々にご出席をしていただいております。

つづ じ むきよく しやうかい
続きまして、事務局を紹介いたします。

あらた しやう ほけんふくしぶちよう あまだ
改めまして、障がい保健福祉部長の天田でございます。

しやう ふくしかちよう はせがわ
障がい福祉課長の長谷川でございます。

じりつしえんたんとうかちよう たかはし
自立支援担当課長の高橋でございます。

また、関係職員も同席をさせていただきますので、どうぞよろしくお
ねが
願いたします。

それでは、今後の進行につきましては、藤原会長にお願いをしたいと存じま
す。

どうぞよろしくお願いたします。

4. 議 事

ふじわらかいちよう みなさま あらた
○藤原会長 皆様、改めまして、こんばんは。

かいめ はんとし たいへん ひさ
1回目から半年ぐらいたっておりますので、大変お久しぶりでございます。
あつという間だったような気がします。秋が来て冬が来て、また、春になろう
とじています。

きようはかぎ じかん ゆういぎ しんぎ きよう
きようは限られた時間ではありますが、有意義な審議ができますように、ご協
りよく
力をどうぞお願いたします。

ねが
いつものお願になります。ご発言の際には情報保障の観点からなるべく
ゆっくりお話をさせていただきたいと思っております。また、発言の中でわからない言葉
などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、議題（1）から始めたいと思っております。

ぎだい しやう しやぶらんへいせい ねんどしんちよくじようきよう
議題（1）さつぽろ障がい者プラン平成24年度進捗状況についてです。

しやう しやぶらん いち じさく とく じつせき
さつぽろ障がい者プランに位置づけられている施策について取り組み実績を
かくにん じつしじようきよう こんご てんかい いけん うかが おも
確認し、実施状況や今後の展開についてご意見を伺ってまいりたいと思いま

す。

こちらは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中村でございます。

この件につきましては、私からご説明を申し上げたいと思います。

平成24年4月からスタートしておりますさっぽろ障がい者プランに位置づけております各施策につきまして、平成24年度の進捗状況をご説明いたします。

資料1-1をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、障がい者プランに位置づけている重点取り組みのうち、主なものを掲載しております。本日は、時間の関係がございますので、その中からさらに抜粋をしてご報告をさせていただきます。

まず、お開きいただきまして、2ページの理解促進の分野でございます。

下段になりますけれども、基本施策2の公共サービス従事者などに対する理解促進としまして、社会福祉協議会で実施しております障がい者講師派遣事業に対して補助を行っております。今後におきましても、この事業の活用について、社会福祉協議会とともに引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

4ページをごらんいただきたいと思います。

生活支援の分野でございます。基本施策1の個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備についてでございます。相談支援事業の充実といたしまして、委託相談支援事業所を設置しております。平成24年度までに18カ所を設置しており、25年度につきましては基幹相談支援センターを設置いたしましたので、現在は19カ所となっております。また、来年度については相談支援事業所1カ所を設置し、合計20カ所とする予定となっております。

次に中ほどの障害福祉サービスの円滑な提供についてでございます。

ページは飛びますが、25ページをごらんいただきたいと思います。

主な障害福祉サービス等の実績として、例えば、訪問系サービスでは、居宅介護サービスの利用者数につきましては約3,112人となっており、年々増加しております。また、その下にあります日中活動系サービスや居住系サービス

につきましても利用者が年々増加しております。

お隣の26ページになりますが、(3)の障害福祉サービスの事業所数でございます。例えば、訪問系サービスの居宅介護事業所につきましては、平成25年度は436カ所となっております、年々増加をしております。おめくりいただきまして、27ページになりますが、その他日中活動系サービス、居住系サービスにつきましても、事業所の数が年々増加をしている状況になっております。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと思います。

下段の基本施策2の施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進についてでございます。グループホーム等の整備事業として、新築整備等に對しての補助を実施しております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

保健・医療の分野でございます。

基本施策1の障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見、早期療育の充実についてでございます。真ん中の表にありますように、子どものころとからだに関する医療提供体制の充実としまして、児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した新たな医療機関の開設としまして、平成25年3月に本体工事に着手をしております。この件につきましても、後の議題で改めて触れさせていただきたいと思います。

次に、隣の10ページでございます。

基本施策の3の精神保健・医療の充実についてでございます。精神科救急医療体制の整備については、平成24年度に、北海道との協議を重ねた結果、圏域が二つに分割されることで協議が調っております。なお、その後、平成25年4月から2圏域化が実施され、夜間、休日等の当番病院が2体制化となり、充実が図られたところでございます。

次に、おめくりいただきまして、11ページの生活環境の分野でございます。

基本施策1のバリアフリーに基づくまちづくりの推進についてでございます。

下の表になりますが、地下鉄における安全対策としまして、可動式ホーム柵の

設置を進めておりました、平成24年度末までに南北線の全駅に設置が完了しております。また、平成28年度までには東豊線にも設置を進めてまいる予定となっております。

次に、13ページをごらんいただきたいと思ひます。

教育・育成の分野でございます。隣の14ページの下段にあります基本施策3の学校教育の充実についてでございます。15ページをごらんいただきたいと思ひますが、地域で学び育つための教育環境の整備ということで、特別支援学級の設置状況について記載しております。平成24年度末現在ではありますけれども、小学校における設置率は約78%、中学校の設置率は約63%となっております。

次に、16ページの雇用・就労の分野でございます。

下段の基本施策2の雇用の場の拡大についてでございます。障がい者協働事業としまして、障がい者を雇用する事業に対する補助を実施しております。平成24年度としましては、事業所数は12カ所、雇用者数は72名となっております。

おめくりいただきまして、18ページをごらんいただきたいと思ひます。

情報・コミュニケーションの分野でございます。下段にあります基本施策2の情報提供の充実でございますが、1枚おめくりいただきまして、19ページの下段の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介ということで、ホームページの運営を行っており、内容の充実化も図っているところでございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思ひます。

スポーツ・文化の分野でございます。上段の表にありますように、スポーツ活動に対する支援といたしまして、障がい者スポーツ大会を毎年開催し、たくさんの方に参加していただいております。

22ページ以降につきましては、障がい福祉計画における数値目標の実績となります。

1-1にございます入所施設の入所者の地域生活への移行につきましては、

平成26年度の目標値760人に対しまして、平成24年度までの実績は下に
ございます558人となっております。また、下段の2-1の福祉施設からの一般
就労への移行につきましては、平成26年度目標値200人に対しまして、平成
24年度の実績値としましては、297人となっておりますので、目標を達成
しております。

おめくりいただき、24ページをごらんいただきまして、上段の4-1の障
がいのある人にとって地域で暮らしやすいと思う障がいのある人の割合でござ
います。平成26年度の目標値50%に対しまして、平成24年度の実績は
49.6%となっております。一方、その下の4-2の障がいのある人に
とって地域で暮らしやすいと思う人の割合につきましては、平成26年度の目標
値50%に対しまして、平成24年度の実績は28.1%となっており
ます。

以上、簡単ではございますが、資料1-1の説明を終わらせていただきます。

また、資料1-2というA4判横の資料につきましては数値目標の実績と
なっております。時間の関係で、本日はご説明を省略いたしますので、参考に
していただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通してご質問がありましたら、お願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 きらめきの里の加藤です。

数値目標や実績の把握は計画の中でもとても大事だと思いました。口頭での
ご説明がなかったのですが、事前に資料を送っていただいた中で質問をしたい
ことを申し上げます。

22ページの施設入所の関係です。1-1と1-2で地域に移行した人や施設
入所者数の減少とありますね。まず、施設入所者数では、重症心身障がい
の方々は、成人の施設ではなく、児童の施設に入所されています。それは、療養
介護ということで入所はしているのかもしれないのですけれども、入所者数の

数値として、重症児施設にいる大人の方々をどういうふうにかウントされているのかを伺いたいと思います。

もう一つも重症心身障がいの方についてです。待機している数がとても多いというふうにはうわさでは聞くのですが、障がいの重度軽度に問わず、施設に移行はしているけれども、待機もまたいるのです。そこで、出ているけれども、また、入っている状況があるのかどうかという数値の把握はどんなふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（中村企画調整担当課長） 今、加藤委員からご質問がございましたけれども、私どもではそういうところの把握まではできておりません。これは総数を記載させていただいているところでございます。

○藤原会長 それが1点目についてですね。

では、次に、重度心身障がいの待機児童の関係についてお願いしていいですか。

○加藤委員 児童だけではなくて、全体的に待機者数が地域に移行している数字はあるのですけれども、本当に待機が減っているのか、あいたところにまた入所しているのかという現状があるのかどうかということです。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 入所の支給決定は2、200名ぐらいです。

入所者数は2、180名ですが、決定イコール入所者としてカウントしていれば、それほどの待機者はいないと思います。ただ、なかなか入所ができず、支給決定に至らないこともあると思います。この差が待機者とはならないと思いますけれども、数字的にはそんなに差がない現状でございます。

○加藤委員 地域で親御さんや家族と暮らしている人たちが親亡き後に暮らしの場がないということが私たち通所のところに来ている方々の非常に大きな課題になっているのです。地域で暮らしている人がグループホームやケアホームからひとり暮らしになかなか移行できないのです。そうなると、親が見られなくなったら、入所施設に入るといって姿をとっていくのだろうと思うのです。それは待機をしているのか、入所したいと思っているのか、それとも、地域に

はなかなか行けないからそういう状況になっているのか、親たちで頑張っているのかなどがあり、それが今後の計画では大きな課題になっていくので、アンケート調査などをされていないのであれば、必要かとは思っています。

○藤原会長 今のお話は、ご意見として承りたいと思います。

それでは、質問も含めてお願いします。

もし質問がなければ、ご意見でも結構ですので、あわせてお願いいたします。

浅香委員、お願いします。

○浅香委員 12ページの災害時要援護者避難支援対策についてお聞きいたします。

先月の議会で市長が災害時支援ガイドラインを26年度中に全面改訂して、27年までには支援の必要な人の名簿をつくり上げると答弁されたものを新聞記事で読みました。平成20年でしたか、要援護者のガイドラインをつくるための会議のときには保健福祉部も全面的にかかわってつくり上げたことを私は覚えているのですが、それ以降は要援護者の対策についてお聞きをする、危機管理対策室の範疇だという答えが常に返ってくるのです。そこで、26年度中のガイドラインの全面改訂と27年に向けての名簿の作成に係る障がい保健福祉部のかかわり方、立場についてです。先月に議会があったばかりですので、これからだとは思いますが、天田部長にはぜひ大いにかかわっていただき、つくり上げるという前向きなお答えをいただければありがたいかと思っております。

○事務局（天田障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

市長が議会で答弁させていただいた背景の中には、法律の改正等があり、それを受けて、札幌市としても具体的に見える形でのガイドラインをきちんと整備しようということがございました。あわせて、課題になっております災害時の名簿の整理をしていこうという意味で市長からお答えいたしました。

私たちも災害が発生したときにどういった対応をしていくかということについては、それぞれの部局ごとに対応するところと統括的にやっていくターミナル的な組織の両方があるわけです。私どもは、障がいの分野として、災害が

起きたときに施設ではどういう対応をするかということも含めて、今年度については、知的、身障のそれぞれの施設の団体にご協力いただき、1回目のシミュレーションを試してみました。ですから、これをぜひとも実効性のあるものにしていきたいというふうに思います。また、名簿の作成については障がい福祉部のみというよりも全庁的な取り組みになっていきますけれども、その中で必要な方々の情報がきちんと確保できるように私たちも十分にかかわっていきたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原会長 そのほか、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ないようでしたら、議題(1)は締めさせていただきますよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。

(2)のさっぽろ障がい者プランの一部改正についてです。

さっぽろ障がい者プランの改定については、昨年9月の審議会において、平成27年度に向けて改定を予定している旨のお話が事務局からありました。今回の審議会では、改定のポイントや検討体制、スケジュールなど、より具体的な内容について事務局から説明をしてもらい、皆様からご意見を伺っていききたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局(中村企画調整担当課長) 中村でございます。

この件につきましては、私からご説明を申し上げたいと存じます。

今後の方針等でございます。

資料の2-1をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページの現プランの概要についてでございます。

現在のプランにつきましては、障害者基本法に基づく障がい者保健福祉計画と障害者総合支援法に基づく第3期障がい福祉計画の二つの計画で構成され

ております。

1枚おめくりいただきまして、2ページになります。

中ほどにございます2の改定のポイントでございます。

まず、障がい福祉計画につきましては、現計画が平成27年3月で終了いたしますので、平成27年4月からの新たな第4期障がい者福祉計画の策定をいたします。また、(2)にあります障がい者保健福祉計画につきましては、計画期間が平成30年3月までとなっておりますけれども、今の計画の策定後の動向等を踏まえまして、内容の一部の時点修正を行う予定でございます。

具体的には、丸で記載しておりますけれども、昨年9月に国において策定しました障害者基本計画を初めとしまして、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者総合支援法などの新たな法律を計画の中に反映していきたいと考えております。

3ページ以降につきましては、A4判横になりますけれども、障がい者保健福祉計画の見直しのイメージでございます。

3ページにつきましては、改定後の計画における施策分野の案がございます。

障害者基本法においては、国の計画を基本として地方の計画を策定することとされております。札幌市では、計画の施策分野につきましては、原則的に国の計画に合わせて策定しているところでございます。今回、国において新たに作成された計画によりましては、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進といった分野が新たに設置されております。表の左側の下段に新規と書いてあります分野7、分野8、分野9でございます。右側になりますけれども、これを踏まえまして、札幌市の計画におきましても分野9と分野10を新設しまして、施策体系を再編したいと考えております。

おめくりをいただきまして、4ページ以降でございます。4ページから6ページにつきましては、修正、見直し等が必要と考えられる主な項目を記載しておりますが、あくまでも一例ですので、詳細につきましては今後に立ち上げます庁内会議等によりまして精査していく予定でございます。

一例としては、4ページの上段の分野1の理解促進をごらんください。3の

基本施策3に障がいのある人に対する権利擁護等に関する啓発広報があり、これは今までは分野1に記載されておりました。しかし、先ほど申したとおり、権利擁護を新たな分野としてつくり上げます。

そこで、6ページをごらんいただきたいと思います。

表の右下の分野10の差別の解消及び権利擁護の推進に基本施策を移しました。そして、丸の二つ目にありますように、障害者虐待防止法の施行などの新たな法律に関する取り組みを合わせて盛り込んでいきたいと考えております。

ですから、分野自体を二つふやすとともに、施策についても整理してまいるといってございます。

次に、A4判縦の7ページをごらんいただきたいと思います。

これが障がい者プランの策定体制でございます。

まず、図の真ん中でございますけれども、これが札幌市庁内の策定体制でございます。札幌市におきましては、保健福祉に関する中長期計画の企画を行う保健福祉施策総合推進本部という庁内会議を設置しております。そして、障がい者プランにつきましては、障がい保健福祉部会の中で具体的な検討を進めていくということでございます。

また、図の上は市民の意見の反映方法でございます。前回の審議会でご説明を申し上げたとおり、昨年11月に障がい者の実態調査を行っておりまして、その結果につきましては現在取りまとめをしている最中でございます。その概要については、後ほどに概要を説明させていただきます。そのほか、表にあります障がい者団体との意見交換会や市民懇話会、パブリックコメントなどを実施していく予定でございます。

図の下は、関係者・有識者の意見の反映でございます。前回の審議会でもお話しいたしましたけれども、関係者のご意見をお聞きしながら策定作業を進めるため、計画策定会議を設置する予定でございます。この計画策定会議につきましては、障がい者施策推進審議会や自立支援協議会の委員の方などからご参加をしていただきたいと思いますと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いしたい

おも しょう しゃすいしんしさくしんぎかい じりつし えんきょうぎかい ふぞくきかん
と思います。また、障がい者推進施策審議会や自立支援協議会などの附属機関
につきますは、けいかくさくていかいぎ つう さくせい ぶらん そあん
審議していただく予定としております。

つぎ ページを ごらん いただき たい と思 います。

かいてい すけじゅーる で ござい ます。

まず、らいげつ がつ しょう しゃほけんふくしけいかく あら も こ と く
について関係部局に照会する予定としております。5月には、障がい福祉計画
の 数値目標 や サービス 量 見込み などの 算出作業 に 着手 することを 考 えてお
り ます。先ほど 申 した 計画策定会議につきますは、5月に第1回目を開催し
て、だいたい かげつ かいてい ど かいさい かんが さぎょうじょうきょう
りましては追加して開催することも想定しているところでございます。また、
5月から8月にかけては障がい者団体との意見交換を行い、9月には市民
との意見交換の場として懇話会を実施する予定としております。そして、10月
には ぶらん そあん さくてい しょう しゃしさくすいしんしんぎかい ないよう
ついでご審議をしていただきたいと 考 えております。さらに、11月の素案の
かていご としあ がつ ばぶりつくこめんと じっし がつ さいしゅうかてい
確定後、年明け1月にパブリックコメントを実施しまして、3月には最終確定、
こうひょう すけじゅーる を 想定 している ところ ござい ます。

ページ以降で、11ページにつきますは参考資料を添付してありますけ
れども、くに さくてい だい じしょうがいしゃきほんけいかく がいよう のち
ほどに ごらん いただ ければ と思 います。

つぎ さくねん がつ じっし しょう じしやじつたいちようさけっか がいよう
次に、昨年11月に実施いたしました障がい児者実態調査結果の概要につい
て かんたん せつめい
て 簡単にご説明をいたします。

しりょう しりょう おも
資料2-2という資料をごらんいただきたくと思 います。

さき とも あ ちょうさけっか せいしき ほうこくしよ げんざい
先ほども申し上げましたけれども、調査結果の正式な報告書につきますは現在
さくせいちゆう こんげつ かんせい みとお せいしき
作成中 ござい ます。今月 っぱい で 完成 する 見通し ござい ます。正式な
ほうこくしよ かんせい いいん みなさまがた おく
報告書につきますは、完成いたしましたら、委員の皆様方にお送りさせてい
ただ くてい
たく 予定 として おります。

まず、1ページは、じつたいちようさ がいよう
1ページは、実態調査の概要でござい ます。

この内容につきましては前回の審議会においてご説明しておりますので、詳細は省略させていただきます。ただ、(3)の調査対象者・調査方法ですが、障がい者、障がい児、難病患者の方へのアンケート調査、施設入所者調査、精神科病院入院患者調査、ページをおめくりいただきまして、市民意識調査などを実施したものであることをご報告いたします。

次に、2ページの(4)のアンケート調査の回収状況でございます。

回収率は前回並みの回収率を見込んでいたところでございますけれども、前回の平成22年度の調査では、障がい者に対するアンケート調査が50.2%、②の障がい児に対するアンケート調査が52.6%でございましたので、今回は回収率が少し下がっております。それぞれ、49.2%、49%でございまして、回収率は若干下がりましたが、前年回並みではないかと考えております。

次に、3ページからは調査結果の概要でございます。

調査の種類はいろいろとございますけれども、この資料では、障がい者保健福祉計画の分野ごとに関連する主な項目を掲載しているところでございます。一つ一つの項目については、事前に資料を配付しておりますので省略させていただきますが、ポイントのみご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

分野2の生活支援でございます。

障がい者に対するアンケート調査の中では、障害福祉サービスの内容についての満足度の調査をしておりますが、「満足している」が37.1%、その下の「おおむね満足している」が38.8%でございまして、合わせますと75.9%となっております。ちなみに、前回は69.7%でございましたので、サービスの内容についての満足度はふえてきているところでございます。また、下にございます障がい児へのアンケート調査の結果についても同様な結果が出ております。

全体的には、他の項目におきましても、比較的よい方向に向かっている数値になっているところでございます。ただ、一方で、前回の数値よりも落ちている

ものがございます。

申しわけございませんが、3ページにお戻りいただきたいと思います。

分野1の理解促進でございます。

障がいのある人に対する市民理解でございます。例えば障がい者調査では、「深まっていると思う」が8.8%、「まあまあ深まっていると思う」が20.5%で、合わせますと29.3%という数値となっております。前回調査では、「深まっていると思う」が10.2%、「まあまあ深まっていると思う」が21.4%でございましたので、前回に比べると理解が深まっていると感じた方の割合が、若干ではございますが、下がっております。その下の丸の障がい児への調査もほぼ横ばいとなっておりますので、理解促進に関しましては引き続き大きな課題なのかと考えております。

先ほど申しましたけれども、詳細な調査結果につきましては、正式に報告書がまとまった後に経年比較をいたしますので、その検証や課題の分析をいたしまして、今後どのようにプランに反映をさせていくかを引き続き検討してまいります。

私からの報告は、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

改定方針と実態調査結果の概要がございしますが、どちらでも結構ですので、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○廣田委員 私 は前回に欠席したのでよくわからないのですが、対象の方はどういうふう選ばれているのでしょうか。また、知的障がいや身体障がいの割合は同じなのでしょうか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 精神、知的で数は違います。ただ、調査対象自体は同じ数にしております。それで、比率で上下するものもあったのですけれども、まずは経年比較ということもございまして、同じ数で調査すると前回にご報告をさせていただいたところでございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにご質問がありましたら、お願いいたします。

しんぼり いん ねが
新堀委員、お願いします。

しんぼり いん しりょう
○新堀委員 資料の2-2についてです。

じったいちようさけっか がいよう なか なんびょうかんじや たい あんけーと ちょうさ こんかい はじ
実態調査結果の概要の中で、難病患者に対するアンケート調査は今回が初め
てだったと思います。その中で、福祉サービスを利用するために必要なことで、
りようてつづき かんそか じんそくか しょう しゃ しょう じとう かん
利用手続の簡素化、迅速化については、ほかの障がい者、障がい児等に関する
かいとう ばーせんてーじ み ばーせんと
回答のパーセンテージを見ますと、71.6% となっていますね。

これについては難病患者に対して周知がまだまだされていないということと
なんびょうかんじや ひないへんどう びょうき たい りかい ひと
難病患者の日内変動や病気に対する理解がされていないことのあらわれの一つ
かと感じておりますが、今後はそれをどのようにされていこうと考えていらっ
か かん こんご かんが
しゃいますでしょうか。

じむきょく なかむらきかく ちょうせいたんとうかちょう いいん はなし
○事務局（中村企画調整担当課長） ただいま委員からお話がありました
ように、今回初めてアンケートをとりまして、そういうご希望を初めて把握し
たところでございます。

さき もう けっか ぶらん はんえい
先ほど申しましたけれども、この結果につきましてはプランに反映できるも
のは反映していきたいと考えてございます。ただ、すぐにできるものと時間
はんえい かんが じかん
かかるものがございますので、結果としてすぐに満足されるかどうかは課題と
けっか まんぞく かない
して残る部分があるかと思えます。ただ、このアンケート結果については重要
のこ ぶぶん おも あんけーと けっか じゅうよう
な資料でございますので、参考にしてまいりたいというふうに思っております。

ふじわらかいちょう
○藤原会長 ほかにございますか。

にしきかいん ねが
西坂委員、お願いします。

にしきかいん しりょう ぺーじ しみん いしきちょうさ
○西坂委員 資料2-2の4ページの市民の意識調査についてです。

しょう ひと きがる はな てだす かた ばーせんと
障がいのある人と気軽に話したり、手助けをしたことがある方が72.6%
で、差別解消法の認知度で、知らなかった方が71% で、どちらも結構高い
さべつかいしょうほう にんちど し かた ばーせんと けっこうたか
数字かと思えました。これは、差別解消法の認知度はないけれども、自然発生的
すうじ おも さべつかいしょうほう にんちど しぜんはっせいてき
に手助けや気軽に話したりということが行われているという意味なのでしょ
うか。それとも、差別解消法の前回の数値から知らなかった人が下がっていて、
てだす きがる はな おこな いみ
気軽に話したことがある方が多くなっているということなのでしょう
か。それとも、差別解消法の前回の数値から知らなかった人が下がっていて、
さべつかいしょうほう ぜんかい すうち し ひと さ
気軽に話したことがある方が多くなっているということなのでしょう
か。それとも、差別解消法の前回の数値から知らなかった人が下がっていて、
きがる はな かた おお

じむきょく なかむらきかく ちょうせいたんとうかちょう しょう ひと きがる はな てだす
○事務局（中村企画調整担当課長） 障がいのある人と気軽に話したり手助け

をしたりしたことについては、過去にも同じように調査をしていると思いますけれども、障害者差別解消法の認知度については過去の調査はありません。ですから、これについては新たなものでございます。

認知度ということで、「知らなかった」が71%でございますので、いかに市民の方に周知するかが課題なのかというふうに思っております。

○藤原会長 それでは、時間も大分過ぎてきましたので、この議案についてご質問とご意見をあわせてお願いします。

高森委員、お願いします。

○高森委員 3ページの見直しのイメージのかかわりです。

今回、国の計画では新たに三つの分野が設けられまして、そのうちの安全・安心についてです。安全・安心という用語自体は非常に幅が広いものですから、これで分野を構成していいのかどうか、札幌市の計画として疑問に思うところがあります。

例えば、5ページの分野4の生活環境の基本施策の2についてです。これは分野9へということでありましたけれども、1のバリアフリーについては、キーワードとして快適な生活とありますが、一方で安全・安心がついて回る話であります。そういった面では、生活環境面は安全・安心に密接にかかわってくるのではないかと思います。それから、生活支援についてです。生活支援でも安心が非常にかかわってくるものではないかと思います。そして、保健・医療も安心にかかわりますし、雇用・就労も安心がかかわってくるかと思えます。

したがって、安全・安心は幅が非常に広過ぎるのではないかとということが一つです。

もう一つは、国では安全・安心の分野で何を捉えているかということ、防災、防犯、消費者被害の三つにプラスして、札幌市は関係ないと思えますが、東日本大震災からの復興なのです。ほかに何かが入ってくるのだろうかということですが、国の計画の中では入っていないのです。そうすると、札幌市でかかわってくるのは、東日本大震災の復興のかかわりを抜いた防災、防犯、消費者被害の問題になると思うのです。それを安全・安心でくくってしまうか、そこ

かんが かつ
の考え方をどうするかということです。

したがって、安全・安心というところかなり幅が広がるので、単刀直入に防災、
ぼうはんとう
防犯等というようなくりにしてしまったほうがわかりやすいのではないかと思
った次第です。

さいしゅうてき
最終的にどうまとめるかは事務局にお任せしますが、意見として述べさせて
いただきます。

じむきょく なかむらきかくちようせいたんとうかちよう さんこう
○事務局（中村企画調整担当課長） 参考にさせていただきます。ありがとう
ございます。

ふじわらかいちよう
○藤原会長 ほかにご意見がありましたら、お願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）

ふじわらかいちよう
○藤原会長 ないようでしたら、議題（3）に移らせていただきます。

しょうがいしやしゅうろうしせつとう ずいいけいやく かくだいとう
障害者就労施設等の随意契約の拡大等についてです。

けん
この件につきましては、昨年9月の審議会においても調達方針の案について
しんぎ
審議をしたところですが、今回、新たに随意契約の対象事業者を拡大すること
について提案がされていますので、審議していきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

じむきょく なかむらきかくちようせいたんとうかちよう なかむら
○事務局（中村企画調整担当課長） 中村でございます。

これにつきましても私からご説明を申し上げたいと思えます。

ぜんかい がつ しんぎかい あん しりょう ていじ
前回の9月の審議会では案の資料を提示させていただきました。その後、内部
での検討を重ねた結果、ほとんどの項目につきましては案のとおりということ
でした。例えば、目的や責務、適用範囲などの項目については昨年示した案ど
おりでございますので、変更はありません。

じかん かんけい へんこうぶぶん もう あ
時間の関係から変更部分のみを申し上げますが、3ページをごらんいただき
たいと思えます。

3ページの中ほどに平成25年度の調達目標を書いております。

ぜんかい しめ
前回お示しました案の内容は、平成24年度の調達実績額の総額を上回る
となっております。参考としまして、24年度の実績額が約1億3,000万と
あり、前年度を上回るという表現にしておりました。その部分につきまして、

庁内でいろいろと議論を重ねた結果、具体的な数値目標を上げたほうがいいのではなからうかということで、数字を幾らアップするかと変更しております。

また、調査をしていく中で、24年度の実績額を含むべきものがあったということで、その実績額の数字の変更もしているところでございます。

読み上げますと、25年度の調達目標としましては、平成24年度の調達実績(約1億4,700万円)を踏まえ、前年度を約280万円(約2%)上回る1億5,000万とする。そして、米印がついておりますけれども、雑がみ手選別業務や庁舎清掃等の役務契約を除くと、約10%増に相当とあり、数値を1億5,000万と明示したところでございます。最終系のものにつきましては11月8日に市長決裁を得まして、11月下旬に市のホームページに公開しているところでございます。

そのほかの項目については、冒頭で申し上げましたとおり、内容に変更はありませんので、調達の概要については以上で報告とさせていただきたいと思えます。

また、5ページをごらんいただきたいと思います。

障害者就労施設等の随意契約の拡大についてでございます。

1に随意契約を拡大する理由を記載しております。

障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等について、随意契約の取り扱いの整合性を図り、また、障害者就労施設等からの調達を促進させるため、現在、随意契約の対象となっていない障害者就労施設等や常設の販売所等を随意契約の対象としたいというものでございます。

(1)、(2)と分かれておりまして、まずは(1)の障害者就労施設等の取り扱いでございます。

後ほどごらんいただきますけれども、障害者優先調達推進法が優先調達の対象としている事業所が10ございます。その中で、地方自治法施行令等で随意契約が可能な事業で6カ所、随意契約の対象となっていない事業で4カ所と取り扱いが分かれている状況でございます。

資料をお戻りいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

下の4の調達の対象とする障害者就労施設等がございませう。優先調達推進法に規定する市内等に所在する以下の施設ということで、①の障害者支援施設以降、次の3ページにまたがりませうが、⑩の在宅就業支援団体まで、10の施設を法律上で列記してございませう。この①から⑥までが地方自治法施行令上では随意契約の対象となっておりませう。ただ、⑦の特例子会社、⑧の重度障害者多数雇用事業所、⑨の在宅就業障害者、⑩の在宅就業支援団体につきませうは、現在、随意契約の対象となっておりませう。そこで、①から⑩まで同じ扱いにしたいということがまず一つでございませう。

5ページに戻りませうけれども、(2)の障害者就労施設等の共同受注窓口の取り扱いでございませう。今、障害者就労施設等が提供する製品や役務の共同受注窓口である常設販売所として、大通と札幌駅にございませう元気ショップ、元気ショップいこ～るがございませう。また、元気ジョブアウトソーシングセンターといいませうして、企業や官公庁から業務を発注してくるといふ営業業務を行って、障害施設に受注調整を行ってございませう。しかし、元気ショップ、元気ショップいこ～る、元気ジョブアウトソーシングセンターから調達を行って、現在の制度上は随意契約の対象とはなっておりませう。ですから、この三つを随意契約の対象にしたいということでございませう。

次に、一番下の2の対象拡大の方法でございませう。

おめくりいただき、6ページになります。

拡大につきませうしては、地方公共団体の長が認定することによって随意契約の対象拡大が可能となっておりませう。このため、基準の制定や認定を行う必要がありませうが、制定等に当たりませうしては学識経験者2名以上からの意見聴取を行うという規定がございませう。そこで、札幌市としませうしては、本日の札幌市障がい者施策推進審議会を意見を聞く場にしましませうて、皆様方からご意見を聴取した上で市長までの決済を受けて拡大してまいりたいと考えてございませう。

次に、3の新たに随意契約の対象となるものでございませう。

先ほど申し上げませうしたけれども、⑦から⑩までの特例子会社、重度障害者多数

こようじぎょうしょ ざいたくしゅうぎょうしょうがいしゃ ざいたくしゅうぎょうし えんだんたい ずいいけいやく たいしやう
雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体を随意契約の対象とする
ために拡大していきます。そして、(2)としましては、常設の販売所であり
ます元気ショップ、元気ショップいこ～る、受注調整を行っております元気
ジョブアウトソーシングセンターの3カ所についても随意契約の対象とする
というものでございます。

いけんとう うかが し さくすいしんしん ぎ かい なか りやう
ご意見等をお伺いしまして、もしよろしければ、施策推進審議会の中でご了承
しやう じ む し ょ り おこな おも
承いただき、事務処理を行ってまいりたいと思っております。

また、7ページから8ページにまたがっておりますが、認められましたら、今後
に公表がございまして、こういうふうにご公表してまいりたいというひな形の
あん
案でございまして。

べー じ いこう さき もう かくだい じぎょうしょ いちらんひやう
9ページ以降につきましては、先ほど申しましたが、拡大をする事業所の一覧表
をつけております。これにつきましては、後ほどにごらんをいただければと思
おも
います。

べー じ いこう かんけい じやうぶん きさい
19ページ以降については関係する条文を記載しておりますので、これにつ
おち おも
きまして後ほどにごらんをいただければと思

わたくし せつめい いじやう
私からの説明は、以上でございまして。

ふじわらかいちょう
○藤原会長 ありがとうございます。

かん しつもん う おも
まず、これに関してのご質問を受けたいと思

たかもりいん ねが
高森委員、お願いします。

たかもりいん まえ せつめい う おも とくれいこがいしゃ ていぎ おし
○高森委員 前にも説明を受けているかと思

べー じ とくれいこがいしゃ いちばんさいご ほっかいどう しょくひんかぶしきがいしゃ
それから、10ページの特例子会社の一番最後に北海道はまなす食品株式会社
とあり、札幌市出資団体となっておりますね。たしか、この会社はコープさっぽ
さっぽろ こがいしゃ おも しゅっしわりあい じっさい じぎょうないやう おし
ろの子会社ではなかったかと思

じむきよく やまもとしゅうろうそうだんし えんたんとうかりちやう しゅうろうそうだんし えんたんとうかりちやう
○事務局(山本就労相談支援担当係長) 就労相談支援担当係長をして
おも
おります山本でございまして。

こま ようけん かいしゃ しょう かつ にん い じやう
細かい要件はいろいろございまして、その会社で障がいのある方を5人以上

雇用されていることが一つでございます。そして、全従業員に占める障がいのある方の割合が20%以上でございます。さらに、障がいのある方、雇用促進法上は重度障害者と言っておりますけれども、障がい者の方の割合のうち30%以上が重度障がいの方であることという要件が定められております。

この重度に関しましては、身体障がいであれば1級や2級でございますし、知的障がいのある方、精神障がいのある方は、等級にかかわらず重度としてカウントをされます。

主な要件としては、以上の3点になります。

○事務局（中村企画調整担当課長） 北海道はまなす食品につきましては、コープさっぽろの特例子会社として、札幌市も10%の出資をしております。また、近郊の北広島市や千歳市も出資をしております、書いてありますけれども、主に納豆や珍味の製造販売を行っております。

状況としましては、納豆販売等の業績が結構拡大をしております、工場も増設、拡大して、去年に竣工しておりますが、右肩上がり、業績が伸びております。

○高森委員 出資者で一番大きいところはどこですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 生協、コープでございます。

○高森委員 何%ですかね。

○事務局（中村企画調整担当課長） 済みませんが、今、手持ちの資料がありません。

○高森委員 北海道が入っていませんでしたか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 入っています。北海道が20%だったと思います。たしか、生協が60から65ぐらいだと思います。ただ、済みませんが、今、正確な数字は申し上げられません。

○池田委員 先ほど、特例子会社の定義をお聞きしましたが、重度障害者多数雇用事業所の要件、定義を教えてくださいたいと思います。

○事務局（山本就労相談支援担当係長） この件も就労相談支援担当係長

の山本からお答えいたします。

要件は、特例子会社と全く同じでございます。特例子会社は会社という単位ですけれども、重度障害者多数雇用事業所に関しては事業所という一つのユニットになります。ですから、障がいのある方が5人以上、そして、障がいのある方が事業所の従業員の20%以上、それから、障がいのある方のうち重度障がいの方が30%以上となります。重度とは、先ほどの定義と同じで、身体障がいの重い方、それから、等級にかかわらず、知的障がい、精神障がいのある方が要件というふうになっております。

○池田委員 これは札幌独自ののでしょうか、全国共通なのでしょうか。

○事務局（中村企画調整担当課長） この条件は、全国共通でございます。

○池田委員 私どもが加盟している社団法人の全国重度障害者事業所協会の理事会が来週の24日にありまして、この要件や要綱については会員の者たちも一番注目をしておりますので、もしよろしければ書面でいただけたらありがたいです。

○藤原会長 それは後ほどにお願いいたします。

そのほかにご意見やご質問はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 議題3については、きょうの審議会で承認すれば次の段階に入っていくかと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、承認いたしました。

次に、議題（4）の平成26年度予算における主要事業についてです。

こちらは、情報提供です。

現在、市議会において審議されている来年度予算につきまして、障がい者施策に深くかかわる主要事業について、事務局から情報提供していただきたいと思います。

お願いいたします。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） 障がい福祉課長の長谷川でございます。

す。

この件につきましては、私からご説明を申し上げたいと思います。

平成26年度の事業のうち、特に主要な事業につきまして情報提供いたしますので、資料4をごらんください。

項目といたしましては、4点ございます。

地域保健福祉活動の展開関連で3,494万円、元気デザイン向上事業で500万円、元気ショップ移転関連で7,500万円、重症心身障がい児者の地域生活支援関連で、1億3,040万円でございます。

次に、概要を記載してございますけれども、せっかくですので、次につづっております平成26年度予算の概要をごらんください。これは札幌市の全体の資料でございますけれども、その中からの抜粋をごらんいただきながら説明申し上げたいと思います。

予算の概要の11ページをごらんください。

地域保健福祉活動の展開関連は①、②、③の三つの事業から成っておりますが、このうち、右側の③の障がい者相談支援事業になります。これにつきましては、札幌市の委託事業としまして、現在、相談支援事業所が市内に19カ所ございます。今年度は、保健師と連携しまして地域への訪問支援活動を行うことを目的に、東区、清田区、西区の3区に地域支援員を配置いたしました。平成26年度、来年度は、これを全区に拡大する予定でございます。

おめくりいただきまして、元気デザイン向上事業でございます。これにつきましては、目的と事業内容をごらんいただければおわかりいただけると思いますが、障がい者施設などで製作している製品のデザイン向上のために、施設とクリエイターとのマッチングを行い、共同で新しいデザインの商品開発を支援するという事業でございます。

次に13ページになりますが、三つ目の元気ショップの移転関連でございます。具体的な移転先は右下の地図をごらんいただければおわかりいただけるかと思っております。現在、東西線のコンコースにございます元気ショップを人通りの多い大通交流拠点広場という名称の南北線の改札口のある空間に移転すること

によって、障がいのある方への市民の理解促進と元気ショップの売上増を図ろうというものでございます。ことし12月ごろの移転を予定してございます。

最後になりますが、14ページにございます四つ目の重症心身障がい児者の地域生活支援関連でございます。これは①、②、③の三つの事業から成ってございます。こちらは、重度の障がいがある方が地域生活を営めるよう、日中活動の場の充実などを図るものでございます。来年度は、三つの取り組みを進めてまいります。

一つ目は、重症心身障がい者受入促進事業です。これは、短期入所事業所や生活介護事業所が新たに看護師加配をする場合に加配分の人件費を補助することによって医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方の受け入れを促進しようというものでございます。

二つ目は、重症心身障がい児者地域生活支援事業でございます。こちらは、来年度から新たに始める事業でございます。重症心身障がい児者の方のレスパイトケアサービス、ふだんに介護している家族等にかわり介護を行うサービスでございますが、こちらを拡充するために、短期入所事業所に人工呼吸器、介護ベッドなど、その他の医療機器等の設備を購入したり、設備を改修した場合に補助を行うという事業になってございます。

三つ目は、障がい者地域生活サービス基盤整備事業でございます。こちらも来年度から新たに始める事業でございます。重度の障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、充実した設備を有する生活介護と短期入所を併設している事業所の新規整備費の一部に補助を実施するものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

情報提供ということではございますが、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

高森委員、お願いします。

○高森委員 元気ショップの移転の関係についてです。

元気ショップは、この図でいえば、もっと右側のほうにあったのですが、今の

ばしょ いてん こんど なか いてん いま ばしょ まるいいまい
場所に^{いてん}移転して、^{こんど}今度は中のほうに^{いてん}移転してきますね。今の^{いま}場所は、丸井今井の
ちか かし こーなー きょうごう となり きおすく
地下のお菓子^{かし}コーナーと^{きょうごう}競合しているし、隣^{となり}にはキオスク^{きおすく}もあります。ここ
で 出たきたとしたら、^{なな}斜め向いには^{コンビ}コンビニがありますし、^{みつこし}三越の地下^{ちか}2階^{かい}
お菓子^{かし}や何かの^{なに}コーナーとも^{きょうごう}競合します。したがって、この^{ばしょ}場所が^{ほんとう}本当にいい
のかという^{もんだい}問題^{ひと}が一つある^{おも}と思います。

もう一つは、^{あつか}扱っている^{しょうひん}商品の^{かんけい}関係^{ひと}についてです。

らーめん もっこうひん ほかに かしるい
ラーメン、木工品^{もっこうひん}など、^{ほか}その他のもの^{かしるい}がありますが、お菓子類^{かしるい}でいえば、
ぱうんどけーき くっきー ぐらいしかありません。3,000万^{まん}の^う売り上げ^あと
してありますが、^{ねん}1年^{にち}を300日^{にち}で^{けいさん}計算^{にち}しますと、^{まんえん}1日^うで10万円^あの^う売り上げ
を^あ上げなければ^{もくひょう}ならない^{たっせい}のです。この^{もくひょう}目標^{たっせい}を^あ達成^{たっせい}できる^{もくひょう}の^あだろう^{たっせい}か^あという^{もくひょう}こと
です。^{いてん}移転^{なに}よりも^{しょうひん}何^{しょうひん}よりも、^{しょうひん}まずは^{しょうひん}そこ^{しょうひん}での^{しょうひん}商品^{しょうひん}開発^{しょうひん}なり、^{しょうひん}ほか^{しょうひん}と^{しょうひん}太刀^{しょうひん}打ち^{しょうひん}でき
る^{しょうひん}商品^{しょうひん}、^{しょうひん}ある^{しょうひん}いは、^{しょうひん}どこ^{しょうひん}かの^{しょうひん}事業者^{しょうひん}と^{しょうひん}提携^{しょうひん}して、^{しょうひん}例えば^{しょうひん}ショート^{しょうひん}ケーキ^{しょうひん}な
どを^{はんばい}販売^{わか}しないと^{わか}若い^{ひと}人は^{はい}入^{はい}って^{はい}こない^{はい}のではない^{はい}かという^{はい}危惧^{はい}があります。
この^{おおて}あたり^{おおて}では^{おおて}大手^{おおて}の^{おおて}競争^{おおて}相手^{おおて}が^{おおて}多^{おおて}過ぎ^{おおて}る^{おおて}のです。^{おおて}だから、^{おおて}1回^{おおて}や^{おおて}2回^{おおて}は^{おおて}入^{おおて}
か^{おおて}もしれ^{おおて}ません^{おおて}けれど^{おおて}も、^{おおて}恒^{おおて}常^{おおて}的に^{おおて}いろ^{おおて}いろ^{おおて}な^{おおて}人^{おおて}たち^{おおて}が^{おおて}入^{おおて}
ると、^{おおて}なかなか^{おおて}難^{おおて}しい^{おおて}と思^{おおて}います。

もう一つは、^{おーろら}オー^らラ^{たうん}タウン^のほう^{に行}けば^{スイーツ}スイーツ^の店^がたく^{さん}さん^並んで
います。^{さっぽろ}札幌^市が^{さっぽろ}そういう^{さっぽろ}ふう^に持^もって^{きた}わけ^{です}です。^{さっぽろ}そう^{する}と、^{げんき}元^き気^{しよ}シ^ョッ^プ
の^う売^りが^うだ^んだ^んと^なっ^てく^るの^で、^{へん}その^{かん}辺^がを^{かん}考^がえ^てい^かな^いと^{ほん}本^{とう}当^{だい}に^{じやう}大^{じやう}丈^ぶ夫^ぶ
なのか^{しんばい}という^{しんばい}心^{しん}配^{ばい}が^{しんばい}あり^{しんばい}ます。

それから、この^え絵^みだけ^みを^み見^みますと、^{めん}面^{せき}積^{てき}的^{てき}に^{ちい}か^{ちい}なり^{ちい}小^{ちい}さ^{ちい}く^{ちい}なる^{ちい}のか^{ちい}と思^{おも}いま
す。

そういった^{めん}面^{めん}で、^{げんき}元^き気^{しよ}シ^ョッ^プを^{こん}今^ご後^ごは^{てん}ど^んう^{てん}展^{てん}開^{かい}して^いく^のか^は一^{ひと}つ^かの^か課^か題^{だい}と
して^{ちやう}長^{ちやう}期^き的^{てき}に^み見^みた^{ほう}ほう^がい^いの^では^ない^かと^いう^ふう^に思^{おも}っ^てい^ます。

これは^{こじん}個^{てん}人^{てん}的^{てき}な^い意^い見^{けん}では^いあ^りま^すけ^れど^も、^{いじやう}以^い上^{じやう}です。

○事務局^{じむきょく}（^{なかむら}中^{むら}村^き企^か画^{くわ}調^{てう}整^{せい}担^{たん}当^{とう}課^か長^{ちやう}）^{どう}ど^うも^{あり}あ^りが^とう^ござ^いま^す。

いてん けんとう あ いま たかもりいん ばしょ
移転^{いてん}の^{けん}検^{けん}討^{とう}に^あ当^あたり^あま^して^あは、^{いま}今^{いま}、^{たかもりいん}高^{たか}森^{もり}委^{いん}員^{いん}が^おっ^しゃ^いま^した^よう^に、^{ばしょ}場^ば所^{しょ}
と^{ほん}本^{ほん}当^{とう}に^いい^のだ^らう^かと^いう^こと^で、^{げん}現^{げん}状^{じやう}分^{ぶん}析^{せき}や^{しやう}将^{しやう}来^{らい}的^{てき}な^{ぶん}分^{ぶん}析^{せき}を^{ちやう}中^{ちやう}小^{しやう}

きぎょうしんだんし かた ちょうさ さいしゅうてき いてん
企業診断士の方に調査をしていただき、最終的に移転をしようということにな
ったものでございます。

いま え おも てんせん かこ ぶぶん めんせき
今、絵をごらんになったと思いますけれども、点線で囲っている部分は、面積
はいぶん べつ げんきしよつ ぶ したがわ せぶん いれぶん はい
配分は別としましても、元気ショップの下側にセブン-イレブンが入ります。そ
して、げんきしよつ ぶ みぎうえ みすたーどーなつ はい い ぐち
して、元気ショップの右上にミスタードーナツが入ります。入り口はおのおの
が別ですけれども、べつ いったいか てんぽ きょうどう じぎょうてんかい
が別ですけれども、一体化といいますか、3店舗で共同の事業展開をしたいと
かんが えいぎょう べつ れんけい なに
考えております。もちろん営業は別ですけれども、連携しながら何かできな
いかということも含めて体制をとってまいりたいというふうに考えているとこ
ろでございます。

めんせき さいま すうじてき さ うえ たいりゅう
面積については、今よりも数字的には下がるのですが、上のほうに対流
くうかん てんせん かこ ぶぶん おも げんざい げんきしよつ ぶ
空間として点線で囲んでいる部分があると思います。現在、元気ショップでは
いーと いんこーなー もう あら てんぽ いーと いんこーなー もう
イトインコーナーを設けていますが、新たな店舗ではイトインコーナーを設
けないということで、う ばめんせき じたい げんじょう か
売り場面積自体は現状と変わりません。

まるい こていきやく いま ぼしよ めーとる
また、丸井の固定客についてでございます。今の場所から240メートルぐ
らいずれるのですが、いま こていきやく ぶらす つうこうりょう
らいずれるのですが、今の固定客がついてくることにプラスして、通行量
がだいたい ばい ばい ちが きやくそう ふく あら
が大体1.7倍から2倍ぐらいになるということで、違う客層を含めた新たな
こきやく と こ まんえん つうこうりょうとう かんあん
顧客を取り込むべきだということで、3,000万円というのは通行量等を勘案
しました中 ちゅうしょうきぎょうしんだんし しさん
小企業診断士の試算でございます。

いっぽう つうこうりょう たよ とうぜんこま げんきしよつ ぶ がわ
一方で、通行量だけに頼ってばかりでは当然困りますし、元気ショップ側の
きぎょうどりよく えいぎょうどりよく ひつよう いけん たかもりいん いけん
企業努力や営業努力も必要だという意見もございますので、高森委員の意見の
とおり、こんご じぎょうてんかい きぎょうがわ どりよく ふく かんが
とおり、今後の事業展開については企業側の努力を含めて考えていかなけれ
ばならないのかというふうに思っているところでございます。

ふじわらかいちょう
○藤原会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

かとういいん じゅうしょうしんしんしょう じしゃ ちいきせいかつしえんかんれん よさん
○加藤委員 重症心身障がい児者の地域生活支援関連の予算についてです。

う い そくしん せいかつかいご かんごし きゅうふん ほじょ ひじょう
受け入れ促進として、生活介護でも看護師の給与分の補助をいただいて、非常
にありがたいところです。それがあって、しょう おも かた う い
障がいの重い方たちの受け入れにつ
いて じぎょうしょ あんしん う ほんとう
事業所としても安心してお受けできるので、本当にありがたいなというふ

うに思っています。

もう一つは、③の基盤整備についてです。新たに1事業所を整備するという
ことですが、これは短期入所事業なのです。医療型ではなくて福祉型を
お考えだということですか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 自立支援担当の高橋です。

特に、医療型、福祉型と限定はしていません。

来年度の新規事業として、重度心身障がいの方々の受け入れを可能にするよ
うな整備を強化していかなければならないということで、1事業所に対し9、
240万円の予算盛りをした状況でございます。

それから、1番目の看護士の加配の受け入れ促進事業についてです。これは、
平成27年までの時限的な事業ということでご理解していただきたいというふ
うに思っています。

○藤原会長 林下委員、どうぞ。

○林下委員 一般会計予算の概要についてご質問したいと思います。

一番最初に説明がありました基本施策3の精神保健・医療の充実というこ
とで、自立支援医療を受けられている方は3万5,000人ぐらいおりますが、自立
支援医療費は総額でどのぐらいの予算になるものなのでしょうか。

それは保健福祉費に含まれているのではないかと思います。

8ページの予算の姿というところでは、一般会計予算の概要で歳入と歳出に
わかれておまして、歳出の中で保健福祉費が約3,300億円あり、これに
は生活保護なども含まれているのでしようけれども、その中の精神通院医療の自立
支援医療費の支給についてですね。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） この中に占める精神障がいのある方の精神
通院医療費の額につきましては、78億7,189万2,000円となつてご
ざいます。

○林下委員 そのぐらいで済むのですか。

○事務局（長谷川障がい福祉課長） 前年度当初は79億9,515万7,
000円となつてございます。予算額ですので、このぐらい伸びるだろうとい

うことで積んだ額でございますけれども、前年の額を見越してより精査した額で
ございます。

○藤原会長 ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 よろしければ、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(5)の障がい児(者)医療・福祉複合施設の機能の一部変更についてです。

こちら情報提供となっております。

本件につきまして、昨年9月の審議会において、それまでの経過や見通しな
どについて事務局から情報提供がございました。本日は、その後の経過報告に
ついてご説明をお願いしたいと思います。

○事務局(中村企画調整担当課長) 中村でございます。

私からご説明を申し上げたいと思います。

ただいま会長からお話がありましたとおり、前回の会議では現在の状況に
ついてをご説明し、精神保健福祉審議会に検討部会を設けて検討していただい
ているということでございました。その中で、10月には最終の答申が出る予定
であるのご説明をさせていただきました。

そして、10月30日、検討部会から最終答申が提出をされまして、上田市長
に手交されました。それを受けまして、札幌市としては昨年12月末まで答申に
対する方針を決定いたしましたので、今回はその内容についてご説明を申し上げ
たいと思います。

資料5をごらんいただきたいと思います。

前回の会議の中でもお話をいたしましたけれども、障がい児(者)医療・福祉
複合施設整備計画の中にある平岸の旧静療院を改修工事しております、3月
末に完成するところでございます。下にあるように、その改修工事によって、
①の児童心療センター、②の発達医療センター、③のかしわ学園、④のひまわ
り整肢園、⑤の知的障害者更生相談所、⑥の第2かしわ学園の六つの施設が集約
する予定と当初の計画ではしておりました。

あわせまして、(2)になりますけれども、児童療育施策の保健福祉局への

い かん よてい
移管も予定していたところでございます。

おめくりいただき、2 ページになります。

けんとうぶかい どうしん し ないぶ けんとうけいか じぎょう いちぶ みなお
検討部会の答申と市の内部の検討経過によって事業の一部を見直してござい
ます。まず、(1)の児童心療センターの事業内容の再編につきましては、後
ほどにA3判の資料で改めてご説明をさせていただきますが、児童心療センター
の機能の再編を行います。これは答申に沿って事業再編を行うという予定に
しております。

つぎ きた じょうにし ちょうめ はったつりょうせんたー
次に、(2)でございます。北7条西26丁目でございます発達医療センター
をこの4月に平岸に移転し、児童心療センターとの機能統合を予定しておりま
した。しかし、移転をすることによって通園が困難になる方がいらっしゃる
ということで、市内部で検討した結果、平岸への移転を1年延期し、あわせて、現在
の発達医療センターにも一部機能を残すことに変更しております。それに伴っ
て、先ほど申した児童療育施策の一元化につきましても、発達医療センターの
移転に合わせて1年間延期いたします。

えー ばん しりょう おも
それでは、A3判の資料をごらんいただきたいと思えます。

じどうしんりょうせんたー じぎょうないよう さいへん
児童心療センターの事業内容の再編についてでございます。

じどうしんりょうせんたー じぎょうないよう げんじょう
まず、1の児童心療センターの事業内容(現状)でございます。

ぞん がいらいしんりょうぶもん しょうにびょうどう じへいしょうじびょうどう がくえん
ご存じのとおり、外来診療部門、小児病棟、自閉症児病棟(のぞみ学園)
の三つの事業を行っているところでございまして、25年度につきましては、
がいぶ おうえん ふく きぼ しゅくしょう いりょうしせつ ぎょうむ おこな
外部の応援を含めて、規模は縮小しておりますが、医療施設としての業務を行
ってきたところでございます。

さつぽろしせいしんほけんふくしんぎかい どうしん
そこで、2に札幌市精神保健福祉審議会の答申についてです。

さくねん がつ どうしん だ おも こっし かこ
昨年10月に答申が出されましたけれども、主な骨子としては囲みにござい
ます①から④が提言された内容でございます。

きょういくきかん ふくしきかん ふく れんけいたいせい やくわりぶんたん めい
まず、①としまして、教育機関や福祉機関も含め、連携体制や役割分担を明
かくか こ じょうきょう おう さーびす ていきょうたいせい めざ じどうせいしんか
確化し、子どもの状況に応じたサービスの提供体制を目指すため、児童精神科
いりょう かん ねっとわーく こうちく じどうせいしんか
医療に関するネットワークを構築するべきである。②としまして、児童精神科の
いりょうしげん ねっとわーく いじ しすてむか いししょうせいせい もう
医療資源やネットワークを維持するため、システム化された医師養成体制を設け

ること。③としまして、本来の児童精神科医療の姿として、児童心療センターの医療機能は、市立札幌病院に統合すること。④としまして、一方、平岸にも発達障がい診療環境を確保するため、現在のところに外来診療機能を残すこと、また、小児病棟等とのぞみ学園については福祉施設化をすることとあり、この四点が大きな項目として答申がなされました。

次に、(2)に部会の中で実際に話された主な課題や問題点がございます。全体としましては、表の上のほうに書いておりますけれども、大きく2点がございます。診療センターに患者が集中し、民間医療機関との連携が不足していた、福祉や教育で担うべき療育も含めて医療として行ってきたということが課題、問題点として言われております。

また、各部門では、大きく言いますと、本来の対象患者の対応が薄くなっていたのではなかろうかということが部会の中でも話し合われたところでございます。

ただ、右側でございますけれども、こういう課題や問題点につきましては、実施主体ややり方の問題であり、必要なことだったと考えております。しかし、今ご後のためには、新たに児童心療センターの機能を再編する必要があると札幌市としては考えているところでございます。

おめぐりいただきまして、3の札幌市における児童精神科医療の方向性についてです。

今後、札幌市はどうしていくのかという大きく2点がございます。児童心療センターに集中していた機能を、ネットワークを構築したり、役割分担を行っていくということで、他の医療機関や福祉施設に担っていただき、札幌市全体として機能の向上を図って、ニーズに対応していく体制を目指していきます。

次に、児童心療センターは、そのための機能再編が必要であり、これまで培ってきたノウハウ、そして、今整備が終わります施設を活用することが可能であるので、他の医療機関や福祉施設では実施が困難な事業を引き続き継続して実施しながら、他の医療機関へのバックアップも行ってまいりたいというふう

に考えております。

それで、4の事業再編内容でございます。

まず、児童、それから加齢児と大きく二つに分けてございます。答申にもございましたけれども、外来診療部門につきましては継続する、残すということでございましたので、現在、新規の患者を昨年4月以降は受け付けてはおりませんけれども、再開も視野に入れながら、外来診療については継続をしていきます。

また、小児病棟の入院部門についてです。表が分かれており、上のほうになりますけれども、入院治療につきましては、部会の中でも小児科、精神科等と連携しながら治療を行うことが望ましいという答申もございましたので、児童心療センターでは行わないことにしております。

それから、病棟につきましては、再編内容にございますけれども、両病棟とも、この3月31日、今月末で休止をいたします。今、小児病棟には7名、のぞみ学園には1名で、8名の方が入院しておりますけれども、今月末で全員が転・退院をする予定となっておりますので、今月末で病棟は休止いたします。答申では福祉施設化ということがございましたので、福祉施設化についての検討、そして、準備をしてみたいと思っております。約1年の検討準備を行います。そして、来年の平成27年4月に福祉施設として再開することを目途に進めてまいります。

その下の加齢児につきましては、民間医療機関等でも対応可能な場合も多いということで、今後は児童心療センターでは行わないことにしております。

また、表の下のとおり、当初から想定している事業でございますけれども、地域支援や連携機能の充実強化ということで、新規事業を進めてまいります。

最後に、5の今後の当面の対応についてです。

この3月をもって児童心療センターの病床を休止するというので、入院治療が必要な児童については、民間医療機関や福祉施設の協力を得て対応していきます。児童心療センター側で民間の医療機関に個別にお願いに当たって、協力をいただけるという病院から了承をいただいていると

ころでございます。

また、答申のポイントでございました市立札幌病院との統合についてでございます。

現在、市立札幌病院におきましては、急性期や身体合併の児童については診療をしておりますけれども、スペースの問題など、中長期的に考えなければならぬにはできないものがございまして、外来診療機能と入院病床を設けるかどうかということにつきましては改めて検討を進めてまいりたいと考えております。そこで、括弧書きでございまして、来年度中に具体的な方向性を検討し、進めてまいりたいと考えているところでございます。

これにつきましては、12月中に市長・副市長会議を経て、1月末には議会にもご報告をいたしましたので、この方向で今後は進めてまいるということでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

○事務局（中村企画調整担当課長） 済みません。

ここには書いておりませんが、補足でご説明を申し上げます。

答申のポイントの二つ目で2の(1)の②の枠内のシステム化された医師育成体制を設けるということについては、寄附講座の設置でございます。新聞報道等がございましたが、北大に寄附講座を設置するというので、北大内部でも準備が進んでおまして、この4月から北大に寄附講座が設置され、医師の養成体制が進められていく状況でございます。

もう1点は、2の(1)の①にございます児童精神科医療に関するネットワークを構築することについてです。時間的制約もあったものですから、具体的な検討はなかなかできず、答申ではイメージ的なものが示されたわけですが、現実問題として、ネットワークの構築につきましては、年度明けの4月に医療関係者、福祉関係の団体の関係者、児童心療センターの医師等を含めて議論を進めてまいっているために検討を進めております。

ただ、ネットワークの構築に当たりましては、そう簡単にはできないもので

はございますけれども、時間をかけてでも、どうしたら札幌市全体のネットワークの構築ができるのかについて、先生方の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っていますところでございます。

今の2点を現在の状況として補足説明させていただきました。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

資料3ページ目の2の四角で囲ったところについて、今、さらに補足をしていただきました。

それでは、皆様からご質問やご意見をあわせてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、経過についての情報提供ということで、次に進みたいと思います。

それでは、議題(6)に移らせていただきます。

障害者総合支援法の施行についてです。

こちら情報提供となります。

障害者総合支援法につきましては、平成25年4月と平成26年4月の2段階で施行されることになっております。この4月からの2次施行分について、事務局から情報提供をお願いします。

○事務局(長谷川障がい福祉課長) 長谷川でございます。

こちらは、私からご説明させていただきます。

資料の6をごらんください。

こちらには4点のポイントを記載してございます。委員の皆様方につきましては、既にご承知の方も多いかと思いますが、改めてご説明させていただきます。

まず、今回新たに施行される項目といたしましては、4点ございます。

1点目は、障害程度区分から障害支援区分という名称への変更です。2点目は、重度訪問介護の対象者の拡大です。3点目は、共同生活介護と共同生活援助の一元化です。4点目は、地域移行支援の対象の拡大でございます。

それでは、1点目からご説明申し上げます。

まず、1点目は、障害程度区分から障害支援区分への変更についてでございます。障がいのある方への必要な支援の度合いを示すものは支援の度合いを示すものだとわかりやすくするために、名称を障害程度区分から障害支援区分に変更されてございます。これまでは、知的障がい、精神障がいの方につきましては、コンピューターによる一時判定で低く判定される傾向が全国的にありましたが、今回は認定時の調査項目も変更になっておりまして、このような点が是正されたものとなります。この区分の変更につきましては、4月以降に区分の更新が必要な方から順次切りかえを行っていく予定となっております。

2点目は、重度訪問介護でございます。このサービスは、下にございますように、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施するもので、現在は重度の肢体不自由者が常に介護を必要とする方が対象となっております。今回の対象者拡大によって、新たに重度の知的、精神の障がいのある方についても心身の状況に応じて利用できるようになったものがございます。なお、具体的な支給決定の手続などは今後に国から示される予定ですので、それを受けて関係事業所にお知らせしてまいりたいと考えております。

裏におめくりください。

3点目は、共同生活介護と共同生活援助の一元化でございます。これは、必要とする介護の程度により分かれていたケアホームとグループホームを一元化するものがございます。これによってグループホームにおいても心身の状況に応じて食事や排せつなどの必要な介護が受けられることになったものがございます。なお、参考までに、7ページに利用者の方にこの旨のご案内をした文章を添付してございます。

4点目は、地域移行支援の対象拡大についてでございます。地域移行支援は、障がい者の支援施設等及び精神科の病院に入所、入院している障がい者に対して住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用、体験宿泊のサポートなど、地域生活へ移行するための支援を行うものがございます。障害者自立支援法の

改正によって平成24年4月から開始された制度でございました。こちらの対象者につきましては、障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院者となっておりますけれども、今回、これらの方に加え、生活保護法の救護施設や更生施設に入所されている方、つまり、刑事収容施設など、刑務所や少年院でございまして、そういった方などが新たに対象となる予定となっております。今後、国から改正通知が参りましたら、関係機関に周知してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

今の情報提供についてご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

新堀委員、お願いいたします。

○新堀委員 障害者総合支援法が平成25年4月から始まりましてけれども、難病患者がこれに入りまして、相談が非常に少ないと私たちは聞いております。相談に来た方が少ないのでしょうけれども、相談者数はつかまえておりますでしょうか。決定者数については、私たち難病連にも全道、全国で何人と本当に少ない数が届いておりますが、窓口に来た方の数は札幌市ではつかんでいるのでしょうか。

○事務局(高橋自立支援担当課長) 各区役所の窓口なり、また、相談支援事業所なりの難病患者の相談件数は、具体的には捉えておりません。現実に支給決定をしているのは、去年末で札幌市では25名です。その支給決定者数のみを捉えている状況でございます。

○新堀委員 福祉サービスが受けられるということの難病患者に対して周知ということですが、患者自身がまだ知らないのですね。患者会に入っている方々にとっても知らないことですし、患者会に入っていない多数の難病患者がいるわけですが、その方たちへの周知をぜひとももっと進めていただけたらと思えます。

それから、窓口でシャットアウトされたという意見もありますので、窓口の相談員の対応も一定化したほうがいいのかという感じを受けておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 周知については、昨年の10月ぐらいだ
と思えますけれども、歯医者さん以外の病院にはポスターを掲出していただ
いて、ご協力を得ているような状況もございます。それにとどまることな
く、場面を捉えて、真摯に力を入れていきたいというふうに思っております。

○藤原会長 最後はご意見をお聞かせいただきました。

ほかの皆様からはいかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤（法）委員 6ページの地域移行支援の保護施設や矯正施設を退所する人
の地域移行について、国からは進めていって下さいという案だったと思うの
ですけれども、札幌市としては、どういう形の地域移行に関するプランを考
えていらっしゃるのでしょうか。既にもう動いているのか、私の認識がないだ
けなのかもしれないのですが、教えていただいてもいいですか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 来年度施行の4月1日からの施行分
についてはこれから進めていこうかと思っています。地域移行を進めている精
神病院からの退所、それから、既にやっている施設からの移行については、具
体的ではなく、計画どおりには進んでいない状況を我々も認識しております。来年度
以降は、この拡大に伴って既存の部分も合わせて強化していかなければなりま
せんので、力をかけていただきたいと思いますというふうに思っております。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 私は相談支援事業所もやっているのですが、今現在でも社会復帰
調整官から、医療観察法の人たちの受け入れの支援を、または、刑務所から出
てくる予定の人を支援してくれるかという話がよく入るようになってきていま
す。これではこんなことまでするのだと思っていたら、とうとう、きちんとし
た法律になってしましまして、もう何人かがおります。

そして、先ほどの難病の相談についてです。各相談支援事業所では難病の方
を受けたら、何件を受けましたという報告を市に毎月出してあります。その件数

はもしかしたらゼロかもしれませんが、今年度の4月からはカウントされるようになっております。

○藤原会長 ありがとうございます。

最後のお話は、昨年、2013年度からなっているという意味でいいのですよね。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、議題(6)を終了させていただきたいと思っております。

以上6点で、本日の議題を終了いたしました。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局(中村企画調整担当課長) 特にございません。

○藤原会長 それでは、委員の皆様からご提案やご意見ありましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ちょっと急ぎ足で、時間を見ながらやってしまったのですが、漏れた点やご質問、ご意見が(1)から(6)までのところでありましたら、追加でお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 なければ、予定の時間を過ぎておりますので、本日の審議はこれで終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

5. 閉会

○藤原会長 それでは、どうもご協力、ありがとうございました。

お疲れさまでございます。

以上